

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年3月まで

申立期間を含め前後の期間は収入が無く、毎年、母子家庭の申請や国民年金保険料の免除の申請をA市の区役所で行っていた。国民年金保険料の免除申請の手続きは、年金手帳も必ず持参し区役所の担当職員に確認しており、年金についてはこちらでやっておきますといつも言われていたので安心していった。申立期間についても免除申請を行ったはずなのに、未納とされていることは納得できない。申立期間の保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立期間前後の平成12年12月から14年3月までの期間及び16年4月から21年1月までの期間（同年2月からは第3号被保険者期間。）については、全額申請免除期間とされている。

また、申立人は、申立期間を除く平成12年12月以降、毎年、免除申請を行っており、免除制度について習熟していたとみられる上、申立人は、申立期間を含む前後の期間は母子家庭で収入が無かったとしており、生活状況や収入などに大きな変化はみられず、免除申請の必要性を強く認識していたと考えられることから、申立期間のみ失念して免除申請書を提出しなかったとは考え難い。

さらに、申立人に係るA市の住民課税基礎資料によると、申立期間当時の所得額は、当時の保険料免除所得基準額以下であるため、免除基準に該当していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月15日から同年7月1日まで
B社C支店からA事業所に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事資料（人事記録カード及び社員台帳）及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年6月15日に同社C支店からA事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月30日から同年4月1日まで

A社に、平成9年3月31日まで働いていたのに、被保険者資格の喪失日が同年3月30日となっており、年金記録に1か月の空白がある。

A社に確認したところ、当時の事務担当者が誤って資格喪失日を届け出た可能性があると言っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の日誌（申立人の退職日は平成9年3月31日と記載）及び雇用保険の記録により、申立人は、同年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時の届出控等を保管しておらず、当時の事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人の資格喪失に関する届出内容及び保険料控除については不明である。しかし、申立人よりも後に退職し、退職日が月末となっている何人かの同僚について調べたところ、退職月分の保険料を控除していたことが分かった。このため、確定的なことは言えないが、申立人についても、給与から退職月（申立期間）の保険料を控除していた可能性は十分にある。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社の退職に伴い、平成9年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における平成9年2月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は49万5,000円、申立期間②は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成21年6月25日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（平成16年分）及び賞与台帳（平成21年度）により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賞与

台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は49万5,000円、申立期間②は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成21年6月25日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（平成16年分）及び賞与台帳（平成21年度）により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、8万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成21年6月25日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（平成16年分）及び賞与台帳（平成21年度）により、申立人は申立期間①及び②において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賞与

台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は3万円、申立期間②は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月25日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。

厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳（平成21年度）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、申立期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成14年10月1日から21年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年10月から15年12月までは32万円、16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年8月までは32万円、同年9月から18年8月までは36万円、同年9月から21年5月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間①のうち、平成21年6月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年6月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

3 申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を申立期間②は5万円、申立期間③は18万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は21万円、申立期間⑥は5万円、申立期間⑦は8万円、申立期間⑧は24万円、申立期間⑨は8万円、申立期間⑩は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から21年9月1日まで
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月22日

- ④ 平成17年 8 月 5 日
- ⑤ 平成17年12月20日
- ⑥ 平成18年 8 月10日
- ⑦ 平成19年 8 月 9 日
- ⑧ 平成19年12月21日
- ⑨ 平成20年 8 月 8 日
- ⑩ 平成20年12月17日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が低額になっているので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②から⑩までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、平成14年10月1日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年10月1日から21年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年6月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成15年1月1日から21年6月1日までの期間については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及び取引先元帳（銀行口座への振込額が記載）により、申立人は、その主張する標準報酬月額（15年1月から同年12月までは32万円、16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年8月までは32万円、同年9月から18年8月までは36万円、同年9月から21年5月までは34万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成14年10月1日から15年1月1日までの期間については、上記取引先元帳に記載された振込額が同一の定時決定期間に含まれる同年1月から同年8月までの期間の振込額とおおむね同額であることが確認できることから、申立人は、当該期間においても直後の15年

1月と同額の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与所得の源泉徴収票等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該源泉徴収票等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成21年6月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、22万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された上記源泉徴収票及び取引先元帳によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②から⑩までについて、申立人から提出された上記源泉徴収票及び取引先元帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は5万円、申立期間③は18万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は21万円、申立期間⑥は5万円、申立期間⑦は8万円、申立期間⑧は24万円、申立期間⑨は8万円、申立期間⑩は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主とは連絡が取れないものの、申立人と同様に同僚2人についても、自らが所持する当該期間に係る給与支給明細書により、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除の事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与支払に係る届出の記録が確認できず、社会保険事務所が申立人を含む当該3人について、いずれも届出に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月10日

私は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月10日

私は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月1日から平成元年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和57年8月から同年12月までは30万円、58年1月から59年12月までは28万円、60年1月から同年12月までは24万円、61年1月から同年12月までは32万円、62年1月から同年12月までは38万円、63年1月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から平成3年7月まで

申立期間の標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う額に比べて著しく低いことから、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年8月から63年12月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票及び住民税特別徴収税額通知書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（57年8月から同年12月までは30万円、58年1月から59年12月までは28万円、60年1月から同年12月までは24万円、61年1月から同年12月までは32万円、62年1月から同年12月までは38万円、63年1月から同年12月までは44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、当時の資料が無く不明としているが、源泉徴収票等から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等により推認で

きる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年1月から3年7月までの期間については、元事業主は、「A社は既に事業を行っておらず、申立期間当時の給与や控除に関する書類も保管していないので詳細は不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における支給額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年6月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は36万円、同年10月から13年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、14年2月は36万円、同年3月から同年5月までの期間は41万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年12月及び15年4月は32万円、同年5月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、16年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月から同年8月までの期間は38万円、同年9月から17年8月までの期間は36万円、同年9月は32万円、同年10月から19年1月までの期間は34万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年8月までの期間は34万円、同年9月から同年12月までの期間は32万円、20年1月及び同年2月は30万円、同年3月から同年12月までの期間は32万円、21年1月は30万円、同年2月から同年6月までの期間は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立期間のうち、平成12年6月から13年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、14年2月から同年10月までの期間、同年12月及び15年4月から同年12月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立期間のうち、平成16年2月から21年6月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から21年6月まで
申立期間の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に比べて

低いことから、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年8月、同年9月、同年12月、13年2月、同年4月、同年5月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、14年2月、同年4月から同年10月までの期間、同年12月、15年4月から同年9月までの期間、16年2月、同年3月、同年12月、17年9月、18年6月、同年7月及び19年1月から21年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、30万円から38万円までの標準報酬月額に見合う給与を支給され、32万円から41万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は給与額から、平成12年8月は41万円、同年9月は36万円、同年12月、13年2月、同年4月、同年5月、同年8月、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、14年2月は36万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年12月及び15年4月は32万円、同年5月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は32万円、16年2月は34万円、同年3月及び同年12月は36万円、17年9月は32万円、18年6月、同年7月及び19年1月は34万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年8月までの期間は34万円、同年9月から同年12月までの期間は32万円、20年1月及び同年2月は30万円、同年3月から同年12月までの期間は32万円、21年1月は30万円、同年2月から同年6月までの期間は32万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成12年6月、同年7月、同年10月、同年11月、13年1月、同年6月、同年7月、14年3月、15年10月から同年12月までの期間、16年4月から同年11月までの期間、17年1月から同年8月までの期間、同年10月から18年5月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額通知書並びに上述の前後の期間に係る給与額及び保険料控除額の状況から判断すると、申立人は、12年6月、同年7月、同年10月、同年11月、13年1月、同年6月、同年7月及び14年3月は41万円、15年10月から同年12月までの期間及び16年

4月から同年8月までの期間は38万円、同年9月から同年11月までの期間及び17年1月から同年8月までの期間は36万円、同年10月から18年5月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間は34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、平成13年3月、同年9月、14年1月、同年11月、15年1月から同年3月までの期間及び16年1月については、申立人から提出された給与明細書又は源泉徴収票等において確認又は推認できる保険料控除額又は給与額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成12年6月から13年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、14年2月から同年10月までの期間、同年12月及び15年4月から同年12月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成16年2月から21年6月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給与明細書又は源泉徴収票等において確認又は推認できる給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書又は源泉徴収票等で確認又は推認できる給与額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

B社から関連会社のA社に出向し、B社に戻った時の厚生年金保険の記録が1か月間抜けているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の後継会社であるC社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万5,000円、申立期間②は89万6,000円、申立期間③は30万5,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月31日
② 平成17年6月30日
③ 平成18年3月31日

申立期間について賞与が支給されたのに支給に係る年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び③は30万5,000円、申立期間②は89万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案7005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和45年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月29日から同年6月1日まで
② 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和45年5月29日にA社B支店で被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社本店で同資格を取得したことになるが、この間は1日の空白も無く同社に勤務していた。また、47年5月31日に同社本店で同資格を喪失し、同年6月1日にC社で同資格を取得したことになるが、A社本店には同年5月末まで勤務していたので、資格喪失年月日は同年6月1日が正しいと思う。

どちらの期間についても、厚生年金保険の記録が1か月欠けているので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の回答、同社から提出された労働者名簿、申立人に係る経歴データ及び社内報により、申立人は、昭和45年5月29日付けで同社を定年退職するとともに、同日付けで同社の取締役就任に就任しており、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の事務担当者は、「労働者名簿の記録から判断して、申立人の取締役就任に伴い、当社本店で被保険者資格を取得させた際の届出に

誤りがあった。申立人の正しい資格取得日は、昭和45年5月29日である。申立人は、同日以降も取締役として就任前と同様に継続して当社B支店の支店長職にあったので、厚生年金保険料は継続して控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年6月の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社は、「申立人の退職日は、昭和47年5月30日である。」と回答しており、当該退職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社から提出された申立人に係る経歴データには、申立人が取締役を昭和47年5月30日付けで退任した旨記載されているとともに、同社の商業登記閉鎖事項証明書でも、申立人は、同日付けで取締役を退任したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月25日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間当時、同社C支店から同社B支店に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令簿の写し、A社の回答、同社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の辞令簿の写し及び人事記録によると、当該異動の発令年月日は、昭和44年7月24日とされており、申立人が申立期間において既にA社B支店に勤務していたと認められることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年8月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されていないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年4月28日から18年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から19年3月まで

A社に入社した当初から給与の総支給額は22万円程度であり、総支給額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年4月から18年8月までの期間については、B市

が保管する同年及び19年の給与支払報告書を検証したところ、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成18年9月から19年3月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年5月に9万8,000円から22万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかし、上記の平成19年給与支払報告書及びC市が保管する20年給与支払報告書を検証したところ、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7008

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成6年1月から同年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から15年9月まで
② 平成15年8月31日
③ 平成15年12月31日
④ 平成16年8月31日
⑤ 平成16年12月31日

申立期間①について、給料支払明細書において確認できる給与額よりも年金記録の標準報酬月額が低額とされているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②から⑤までについて、賞与支払明細書において確認できる賞与額が年金記録とされていないので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成6年1月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書等において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成6年10月から同年12月までの期間、7年3月から同年9月までの期間、同年11月から12年3月までの期間及び同年5月から15年8月までの期間については、上記の給料支払明細書等により、申立人は、当該期間のうち、一部の期間を除いてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給されていたことが認められるものの、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①のうち、平成5年7月から同年12月までの期間、7年1月、同年2月、同年10月、12年4月及び15年9月については、上述のとおり、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人と同時期に入社した当時の同僚からも、当該期間当時の給与額及び保険料控除額について証言が得られない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②から⑤までについて、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において賞与を支給されていることが確認できる。

しかし、上記の賞与支払明細書によると、申立人は、申立期間②から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑤までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち、昭和59年7月から60年9月までは22万円、61年4月から同年9月までは24万円、同年11月から62年3月までは26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年11月、63年4月及び同年10月から平成元年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額に係る記録については、平成14年11月は38万円、同年12月は34万円、15年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から平成2年2月まで
② 平成14年11月から15年7月まで

申立期間①における標準報酬月額が、A社の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い。また、申立期間②におけるB社の給与支給額はおおむね36万円であったが、標準報酬月額が9万8,000円に下がっている。申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和59年7月から60年9月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、同年11月から62年5月までの期間、同年11月、63年4月及び同年10月から平成元年9月までの期間については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和59年7月から60年9月までは22万円、61年4月から同年9月までは24万円、同年11月から62年3月までは26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年11月、63年4月及び同年10月から平成元年9月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料は残っていない。社会保険の事務は、私とアルバイトの女性がやっていたが、どのように処理したかは記憶が無い。」と証言しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間、同年10月、62年6月から同年10月までの期間、同年12月から63年3月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び平成元年10月から2年2月までの期間については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる給与支給額から、平成14年11月は38万円、同年12月は34万円、15年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは、照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、平成15年3月から同年7月までは20万円、同年8月は26万円、同年9月は20万円、同年10月は30万円、同年11月から16年3月までは20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月から17年4月までは19万円、同年5月から18年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人の標準賞与額の記録については、申立期間③は4,000円、申立期間④は1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月から18年8月まで
② 平成18年9月から19年3月まで

③ 平成15年 7月25日

④ 平成15年12月25日

申立期間①及び②について、A社勤務時の給与明細書の厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額が異なっている。また、申立期間③及び④について、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③及び④の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成15年3月から同年12月までの期間、16年2月から17年2月までの期間及び同年4月から18年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年3月から同年7月までは20万円、同年8月は26万円、同年9月は20万円、同年10月は30万円、同年11月、同年12月、16年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月から17年2月までの期間及び同年4月は19万円、同年5月から18年8月までは24万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成16年1月及び17年3月については、保険料控除額を確認できる資料は無いものの、当該期間の前後の期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同額の標準報酬月額（16年1月は20万円、17年3月は19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からの回答は得られないが、上記のとおり、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該

標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に9万8,000円から24万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③は4,000円、申立期間④は1万3,000とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案7011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年4月21日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社からB社に出向した際の申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険被保険者資格喪失通知書、同社の回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（昭和48年4月21日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年1月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、同社は、申立人の資格喪失日を昭和48年2月21日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7012

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、昭和55年11月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から52年7月まで
② 昭和55年10月から56年7月まで

A社に勤務していた際に、毎年1万円から2万円の昇給があったはずだが、標準報酬月額の記録は、申立期間①が前年と変わらず、申立期間②は前年より下がった記録となっている。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和55年11月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額が支給され、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和55年10月及び同年12月から56年7月までの期間について、上述の賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額

のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間②のうち、昭和55年11月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間①について、A社は、「当時の厚生年金保険に関する資料は保管していないので、申立人の給与額及び保険料控除額は分からない。」と回答している。

また、申立期間①当時の複数の同僚は、「当時の給与明細書等の保管は無い。自身の記録に不自然さは無い。」と回答している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額には遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7013

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、17年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月から17年8月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額となっているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年9月、同年11月、同年12月及び17年2月から同年8月までの期間は30万円、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる給与額から、16年10月及び17年1月は28万円と

することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額（36万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を36万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から同年5月1日まで
② 平成17年6月10日

平成17年4月1日にB社から系列会社のA社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の賞与に係る記録も無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳（平成17年分）及び雇用保険の記録により、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（平成17年4月1日にB社からA社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上述の賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（36万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「申立人の当該期間に係る賞与の届出を失念し、行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7015

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年3月から同年9月までは16万円、同年10月から9年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から9年4月21日まで

私の申立期間に係る標準報酬月額記録が、給与額に対して大幅に低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同様に、A社の複数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が申立期間において9万8,000円と記録されていることが確認できるところ、同社の元事業主は、「当時は保険料を滞納しており、保険料納付の負担を軽くするために、従業員の標準報酬月額を9万8,000円として届け出て、一方で、実際の給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

また、申立人と同日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、オンライン記録では、入社以降、申立期間において標準報酬月額が9万8,000円と記録されていたところ、当該同僚から提出された給料明細書において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額な給与額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づいた保険料が控除されていることが確認できることから、既に厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われている。

さらに、A社の元事業主は、「当時の従業員の給与額は、性別によって異な

ることは無く、入社当時は、全員が同じ給与額であった。」と回答していることから、申立人も申立期間において、上述の同僚と同様の給与実態であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の同僚の記録から、平成8年3月から同年9月までは16万円、同年10月から9年3月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出していた旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年4月21日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社からB社に出向した際の申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険被保険者資格喪失通知書、同社の回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（昭和48年4月21日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年1月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、同社は、申立人の資格喪失日を昭和48年2月21日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月16日から同年8月1日まで
② 昭和48年12月29日から49年1月1日まで
③ 昭和51年1月21日から同年2月1日まで
④ 昭和51年5月28日から同年6月1日まで
⑤ 昭和59年4月1日から同年8月1日まで

申立期間①から⑤までにおいて事業所に勤務しており、給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されていた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書及び同僚の証言により、申立人は、昭和48年12月31日までA社に勤務し、当該期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成12年10月*日に清算終了しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和51年2月1日までB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和51年6月1日までC社に勤務し、また、申立人から提出された給与支給明細書から標準報酬月額19万円に見合う給与が支給され、15万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間④に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人から提出された昭和46年7月分の給与支給明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立期間①当時のD社の給与の締切日は毎月15日であるところ、上記の給与支給明細書に記載されている給与額は、昭和46年7月15日までの勤務に係る給与額であることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、D社を昭和46年7月15日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、D社は、「当社としては、被保険者資格を喪失した月の厚生年金保険料は控除していない。当時の担当者が事務処理を誤ったものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められるものの、申立人は、当該期間において、D社に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人から提出された給与袋、昭和59年分源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてE社に勤務していたことが認められる。

また、前述の給与袋、昭和59年分源泉徴収票等から、申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所原票によると、E社は、昭和59年8月1日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間⑤において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、E社の事業主から提出された申立人を含む4人の同僚等に係る「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、氏名が確認できる同僚は、「昭和59年3月末にF社を退職し、申立人より多少遅れてE社に入社した。入社時は、事業主夫妻、申立人と自分の4人だけであった。」と証言していることから、同社は、申立期間⑤において厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

平成14年4月に会社を退職して無職となったため、同年5月又は同年6月に数枚つづりの納付書が自宅に届いた。次の就職先が決まるまでの5か月間分を、その納付書を使用して就職活動や外出時に自宅から駅までの間にあるコンビニエンスストアで納付したので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月又は同年6月に自宅に届いた納付書により、次の就職先が決まる同年9月までの間にコンビニエンスストアで申立期間の保険料を納付したとしているものの、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することができる納付書が発行されたのは、16年2月以降であったことから、それ以前に発行された納付書ではコンビニエンスストアにおいて保険料を納付することはできなかつた上、申立人はコンビニエンスストア以外の場所で申立期間の保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から63年1月までの期間及び平成3年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年12月から63年1月まで
② 平成3年4月から同年7月まで

申立期間①については、昭和58年12月に会社を退職した際に、公共職業安定所及び区役所にて各種届出申請を行った。私は、手続すべきことは手続する、納付すべきものは納付してきたつもりである。63年2月の再就職後に通知が届いたので十数万円を納付した記憶もある。

申立期間②については、平成3年4月に会社を退職した際も、区役所にて各種届出申請を行った。通知が届いたので少額を納付した記憶がある。

当時の詳細な記憶は無いが、納付すべきものは納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、いずれも会社退職後に区役所にて指示された各種届出申請を行ったため、これらとともに行った国民年金の加入手続を行っていないはずはないと思うとしている。

しかしながら、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年4月頃にA市B区に払い出されており、申立人の記号番号と連番で妻の国民年金手帳記号番号も払い出されていることが確認できる。当時、国民年金手帳記号番号は、被保険者が初めて加入手続を行った場合に払い出し、従前に国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合は、新たに番号を払い出さずに従前の番号を用いて被保険者の記録を管理することとされており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続は、この頃に妻の加入

手続とともに初めて行われたものと推認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②に係る被保険者資格については、平成7年5月24日にそれぞれの取得及び喪失の処理が遡って行われた記載が確認でき、これは上記の加入手続が行われたとみられる時期ともおおむね符合していることから、申立期間①及び②当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、上記加入手続時点を基準とすると、申立期間①及び②については、国民年金保険料の時効は2年であるため、既に時効が成立しており、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、婚姻（平成7年2月）後に妻が国民年金に加入した際に、妻の未納とされた保険料についても可能な限り納付しなければならないと考え納付したが、それは、妻の保険料を納付する以前に、自身が申立期間①の保険料について昭和63年2月の再就職後に納付するようとの通知及び督促を受けて納付した記憶や、申立期間②の保険料についても、通知を受けて納付した記憶があったことから、妻の保険料を納付したと述べている。オンライン記録によると、妻については、申立人の主張どおり、遡って上記加入手続（平成7年4月頃）以前の一部の保険料が納付されていることが確認できるものの、申立人の申立期間①及び②に係る被保険者資格については、前述のとおり、申立期間当時に取得したものではないため、申立期間当時又はその後、申立人に対し国民年金保険料に関する通知や納付書などが発行されていたとは考え難いことから、妻の保険料を納付した経緯をもって、申立人が申立期間の保険料を納付していたとまでは推認し難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私の国民年金は、制度が開始された頃に夫が加入手続を行ってくれた。保険料は私がA市B区役所から来ていた集金人に納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うとしている夫は、当時、他の事業所は厚生年金保険の適用事業所になる義務が法律上あっても適用事業所にしていなかったが、自身の事業所についてはきちんと厚生年金保険の適用事業所としており、自身も厚生年金保険の被保険者資格を取得するなど年金制度に関心があったため、国民年金制度が始まるに当たり、妻を国民年金に加入させないとは考えにくいとしている。

しかしながら、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月頃にA市C区に払い出されており、申立人は同年8月から任意加入被保険者として被保険者資格を取得している。この国民年金手帳記号番号の払い出し前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間に係る加入手続が行われていたと推認することはできず、申立期間は、オンライン記録どおり国民年金に未加入であると考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料はB区役所から来ていた集金人に納付していたとしているが、i) 申立期間の同区の保険料の徴収方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったところ、国民年金に加入した際に交付される国民年金手帳についての記憶は明確ではないなど、具体的な納付方法は覚えていないこと、ii) 上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入であり、

国民年金推進員(集金人)が申立人宅に集金に来ていたとは言い難いことから、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私が20歳になり国民年金の加入案内が郵送されてきたため、父親がA市で加入手続きを行い、毎月納付書により金融機関で保険料を納付した。現在は紛失してしまったが、就職した際に父親から国民年金の領収書が留められた状態の年金手帳を渡されたので、父親が保険料を納付していたことに間違いはない。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人が20歳に到達した時期に加入案内が自宅に郵送されてきたことを契機に、A市で申立人の加入手続きを行い、その後郵送されてきた納付書により保険料を毎月金融機関で納付したとしているが、加入手続き場所及び加入時期についての記憶は定かではないとしているなど、加入状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間当時居住していたA市、B市及びC市D区においても、申立人が国民年金に加入していたことは確認できないことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、納付書が発行されることはなく、父親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間は大学生であったことから、任意加入対象者であったとみられ、父親はそのことは承知の上で加入した記憶があるとしているところ、申立人と同様に、父親が加入手続き及び保険料納付を行っていたとする

弟についても、20歳到達（平成元年*月）後、学生が任意加入対象者であった3年3月までは国民年金に未加入であり、学生が強制加入対象者となった同年4月から国民年金に加入している。このことを踏まえると、父親が任意加入対象者であった申立人の加入手続を行っていたとは推認し難い。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年3月まで

私は、昭和50年8月にA市B区役所の職員から、「14万円強納付すれば、昭和50年8月以前の国民年金の未納分は全て納付したことになる。」と勧められたので、同区役所の窓口において一括で納付した。領収書など今は無いが、年金手帳に「被保険者となった日 昭和40年*月*日」と記載もあるので、未納とされている申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、昭和50年9月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際、20歳到達時である40年*月*日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる(後に厚生年金保険被保険者記録との統合により、国民年金の資格取得日は同年4月21日に変更)。この加入手続当時は、第2回特例納付が実施(49年1月から50年12月まで)されていたことから、申立期間の大半は特例納付及び過年度納付することが可能であった。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの保険料については、上記加入手続時期を基準とすると、既に時効が成立していたことから過年度納付することはできず、第2回特例納付の対象期間が同年4月1日前の期間とされていたことから、当該期間については特例納付することもできなかったと考えられる。

また、申立人は、区役所の窓口で14万円強の国民年金保険料を納付したとしているところ、加入手続時期において、遡って保険料を納付することが可能

であった期間（昭和 40 年 3 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 50 年 9 月までの期間）の保険料額は 11 万 1,300 円となり、申立人が一括納付したとする保険料額と相違している上、A 市では、区役所において過年度保険料及び特例納付保険料を取り扱っていなかったため、納付場所も申立人の記憶と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、オンライン記録と同様、申立期間直後の昭和 50 年 4 月から同年 11 月までの保険料は納付済みとされていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は自身が所持する年金手帳の「被保険者となった日」の欄に、「昭和 40 年*月*日」及び「B 区」のゴム印が押されていることから、昭和 40 年*月*日まで遡って一括で保険料を納付したのではないかとしているものの、当該記録はあくまで被保険者資格の取得年月日を示すものであって保険料納付を示すものではないことから、申立人が同年 3 月から 50 年 3 月までの保険料を特例納付したと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7017（事案4726及び5537の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年6月1日まで

前回までの申立てで勤務の証明は得られたようだが、年金記録が訂正されないことについて納得がいかない。

今回、新たに提出する資料等はないが、申立期間中も健康保険証を使って内科や歯科の病院に通っていたので、病院の診療記録や診療報酬明細書を調査し、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、当時の同僚の証言から判断して、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和25年2月1日以降もA事業所に勤務していたことはうかがえるが、一方で、i) 同事業所は、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者5人全員（申立人を含む。）が同日までに漸次被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、3人は、既に死亡しており、残る2人は、「事業主から厚生年金保険に関する話は聞いたことがなく、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言していること、iv) ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「職場の近く

にあった病院（内科及び歯科）にしばしば通ったので、診療記録を調査してほしい。」と主張したものの、申立人が当時通院したとする病院は、いずれも当時の診療記録を保管していないと回答しており、申立人が申立期間当時、健康保険の被保険者資格を有していたか否かについて確認できないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回の再申立ての際に調査を依頼した3病院に加えて、B病院についても、診療記録の保管の有無を調査するとともに、診療報酬明細書についても調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たに名称が挙げられたB病院は、当時の診療記録を保管していないと回答している上、全国健康保険協会に照会しても、診療報酬明細書の保存期間は5年間であることから、申立人の申立期間における健康保険の利用の有無について確認できない。

なお、他の3つの病院が当時の診療記録を保管していない旨の調査結果については、申立人に対し前回決定時に通知済みである。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から50年3月1日まで
A事業所に、昭和46年4月1日から50年2月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び当時の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の事業主は、「当時は、すぐに辞める者が多かったことから、入社後の勤務の様子を見てから、厚生年金保険に加入させていた。申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについては覚えていないが、そういう事情により従業員の中には、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が寮の部屋が一緒に同じ職種だったとして名前を挙げた同僚（二人）、及び自分の入所時には既に美容師免許を取得していたとして名前を挙げた同僚（一人）は、いずれもA事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A事業所の複数の同僚は、当時の厚生年金保険の取扱いについて分からないと回答しており、当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7019

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から13年4月まで

社会保険事務所(当時)から「標準報酬月額を引き下げれば厚生年金保険料が少なくなる。」と説明されていたので、平成13年5月から標準報酬月額を引き下げたことは知っている。

しかし、ねんきん定期便を見ると平成12年7月から標準報酬月額が引き下げられており納得できない。申立期間について、給与明細書どおり50万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成13年5月9日付けで、12年7月まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社で勤務していた同僚は、「経営状態が悪くなってから、申立人が社長の代理として、社会保険事務所に呼び出されていた。」と証言している。

また、滞納処分票によると、A社は、当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納しており、申立人が社会保険事務所から滞納保険料の納付について指導を受けていたことが確認できる。

さらに、滞納処分票の当該遡及訂正処理日前日に係る事蹟欄には、「B氏(申立人)出頭、5月から毎月300万円納付することを約束。入場者多い時には+αで納付すると申出。月額変更届4人分受理。△360万円。」と記載されているなど、申立期間当時、申立人が社長の代理として、社会保険事務所の

職員と直接交渉の機会を複数回持っていたことが確認できることから、申立人は、A社の社会保険事務に関して事業主から相当の権限を与えられていたことがうかがえる。

なお、申立人は、自らの記憶する引下げ時期（平成13年5月）とは相違する旨主張しているものの、社会保険事務所の指導に基づき自らの標準報酬月額を引き下げる旨に同意し、実際に事務処理を行った事実を認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の事業主及び取締役のいずれでもなかったものの、事業主から相当の権限を付与され、同社の社会保険事務の執行に当たっていた申立人が、自らの標準報酬月額に係る遡及訂正処理に同意しながら、当該遡及訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7020

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から同年10月まで
ねんきん定期便により、申立期間に係る標準報酬月額が26万円であることが分かった。

私は、当時、A社の事業主であったが、申立期間において役員報酬額が下がったことはなく、また、社会保険手続を行ったことはないので、申立期間に係る標準報酬月額を申立期間の直前及び直後と同じ標準報酬月額（47万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の委託先である税理士法人から提出された申立人に関する「昭和62年分の所得税の修正申告書」により、申立期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、商業登記簿及び適用事業所台帳により、申立人は、申立期間において、A社の事業主（代表取締役）であったことが確認できる。

また、申立人は、自らがA社の社会保険事務には関与していなかった旨主張しているものの、一方で、事業主としての職責の下に、同社の社会保険事務を妻（事務担当者）及び顧問社会保険労務士に委ねていた事実を認めていることから判断して、申立人が同社の社会保険事務について一切の関与もなかったとは認められない。

なお、申立人は、本件に係る申立てに関して当時の従業員等に照会することを拒否しているため、当時の従業員から申立人の社会保険事務への関与に係る証言は得られない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しており、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり、申立期間において特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和62年5月19日から同年10月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和62年10月1日から平成3年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月から平成3年3月まで
② 平成5年8月から6年8月まで

私は、A社の代表取締役（事業主）であった。申立期間①及び②に係る役員報酬の額が50万円であったと記憶しているが、申立期間の標準報酬月額は、50万円を下回っているので、申立期間について、役員報酬の額（50万円）に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和62年5月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同年8月21日付けで、同年5月に遡って30万円に減額訂正され、その後同額で継続していることが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成5年12月6日付けで、同年8月に遡って30万円に減額訂正され、その後同額で継続していることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び②を含めて設立時から解散時まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自らの標準報酬月額の遡及訂正に同意した記憶が無い旨主張している一方で、「社会保険に関する書類作成は、税理士に依頼していた

ものの、社会保険事務所（当時）への提出は自分が行っていた。印鑑も自分が管理していた。また、平成5年頃からは、社会保険料の滞納が発生し、督促状が頻繁に届くようになったため、社会保険事務所へ自ら足を運び、滞納保険料の納付について相談や指導を受けていた。」と証言していることから、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに無断で当該遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る遡及訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間①のうち、昭和62年5月から同年9月までの期間及び申立期間②における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、昭和62年10月から平成3年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、i) 昭和62年10月から平成2年6月までの期間については、昭和62年10月、63年10月及び平成元年10月の定時決定処理により30万円と記録され、ii) 平成2年7月から3年3月までの期間については、2年7月の随時改定処理及び同年10月の定時決定処理により41万円と記録されているが、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、上述のとおり、申立人は、A社の社会保険に関する書類作成を税理士に依頼していた旨主張しているが、当該依頼を受けていたとされる税理士事務所は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿、決算書等は、いずれも保管していない。また、申立人の言うとおりの事務を行っていたか否かも記憶が無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「当時の社会保険事務所への届出やその経緯について確認できる資料は保管していない。また、その他の当時の書類も既に処分した。」と主張しており、申立期間①のうち、昭和62年10月から平成3年3月までの期間における申立人の役員報酬の額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和62年10月から平成3年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月頃から35年1月15日まで
② 昭和52年1月頃から56年8月5日まで

A社及びB社において勤務した期間と、厚生年金保険の被保険者期間が相違していると思うので調査の上、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、当時の事業主が既に死亡しており、申立人の給与及び人事に関する書類は保管していないことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないと回答している。

また、A社において申立期間①の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態等について確認できない。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和55年4月1日以降の期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和56年8月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、当時の事業主が既に死亡しており、申立人の給与及び人事に関する書類は保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱

いについて確認できないと回答している。

さらに、申立人と同日（昭和56年8月5日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、申立人のことを記憶しておらず、同日以前からB社に勤務していた同僚は、連絡が取れないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態等について確認できない。

なお、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月6日から48年3月1日まで

ねんきん定期便によれば、申立期間の標準報酬月額が、私の記憶している給与額（9万9,000円ぐらい）より低い額とされているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額とほぼ同額とされており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の複数の同僚は、いずれも当時の給与額をはっきりと覚えてはいないが、自分の記録に間違いは無いと思う旨証言している。

また、B厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入者台帳」によると、申立人に係る同基金の報酬標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票でも、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

加えて、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答している上、同社から提出された「給与規定」（昭和44年4月1日改正、56年11月1日まで有効）によれば、申立期間当時の女子の大卒採用者に係る初任給基準は2万2,000円以上とされており、申立人が主張する給与額（9万9,000円ぐらい）とは大きく乖離^{かいり}している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から12年7月まで

私のA社での給与額は月額32万5,000円ぐらいだったと思う。申立期間の標準報酬月額が同社からの給与振込額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行取引明細表の写し及びA社が保管する賃金台帳によると、同社から実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額は、申立期間の大部分において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、申立期間のうち、平成12年1月から同年7月までについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。ところ、A社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、平成11年3月から同年12月までについては、A社から賃金台帳の提出は無いものの、同僚が所持している当該期間に係る給与支給明細書（写し）によると、当該同僚は、当該期間において給与額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、保険料控

除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該期間に係る同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額に限って低額とされる不自然な状況は見当たらない。

なお、A社が保管する「健康保険被保険者厚生年金基金加入員資格取得確認および標準報酬（給与）決定通知書」及び「健康保険被保険者厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書」に記載された申立人の標準報酬月額は、申立人に係るB厚生年金基金の報酬標準給与月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7025

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月頃から同年10月頃まで
私は、短い期間ではあるが、学校を卒業してからA社本社で事務員として勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において担当した業務、当時の事務所の場所及び職場の状況などを詳細に記憶しており、同僚が証言している同社の当時の状況と一致していることから判断して、期間は特定できないが、申立人が申立期間の一時期において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「社員一覧及び厚生年金保険被保険者資格の得喪届けに関するつづりを確認したが、申立人の氏名は見当たらず、勤務実態等については不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録により、A社において申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、同社本社で勤務していた複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていない上、申立人が姓のみを記憶する上司は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録が確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7026（事案5894の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月頃から32年2月頃まで

私は、A社を退職後、直ちにB社に入社し、Cダム及びDダムの建設に従事していたので、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申立てをしたところ、平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、Dダムの建設に従事していた期間中に盲腸炎で入院した時、健康保険証を使用したこと及び休業手当を受け取ったことを記憶しているので、当初の決定には納得できない。

今回新たに提出する資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している複数の同僚の証言等から、勤務した期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、B社の現場に勤務していたことがうかがえるものの、i) 申立人が記憶している複数の同僚に申立期間に係る同社での被保険者記録が確認できないこと、ii) 同社は、当時の資料等を保管していないため、申立人の勤務期間及び同社での厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回も申し上げたが、Dダムの建設に従事していた期間中に盲腸炎で入院した時、健康保険証を使用したこと及び休業手当を受け取った記憶があるので、申立期間については厚生年金保険の被保険者であるはずだ。」と主張し、再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が申立期間当時、入院したとする診療所については、今となつてはその存在を確認できず、今回の再申立てに際しても、申立人からは、新たな資料等が提示されていないことから、上述の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、仮に申立てに係る診療所において、申立人が健康保険証を使用したことが認められたとしても、申立人は、B社が加入していた健康保険組合の組合員であった可能性も考えられることから、これをもって、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとまでは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月頃から49年12月3日まで
私は、申立期間においてA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和45年11月10日から48年8月31日までの期間においてA社の現場で型枠大工として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人と私は、A社の下請会社であるB事業所の所属であった。A社の厚生年金保険に入るのは、同社の従業員と下請会社の幹部のみであったので、私は、国民年金に入っていた。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と証言している。

また、申立期間当時、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人が従事していた職種の場合は、下請会社の従業員であったので、A社では厚生年金保険に加入する手続はしていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B事業所は、申立期間後の平成3年3月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、申立期間当時のA社及びB事業所の事業主は、いずれも既に他界している上、A社の現在の事業主は、「申立期間当時、私は、まだA社に勤務していなかった。当時の書類の保管も無いため不明。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月1日から35年2月16日まで
② 昭和36年1月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の書類は無く、当時の人事関係について分かる従業員も退職しているため、申立人に関して詳細は不明。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げる同僚を含む複数の同僚に聴取したが、申立人のA社における勤務期間について証言が得られない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和31年12月1日から申立人の資格取得日（昭和35年2月16日）まで確認したが、申立人とみられる者の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月頃から50年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間においても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において、A社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時、申立人は、B事業所に籍があり、昭和50年10月1日に、A社への転籍出向に伴い、同社において厚生年金保険の資格を取得したのではないか。」と回答している。

また、申立期間当時のA社及びB事業所の事業主(同一人物)は、既に死亡しており、当時のA社及びB事業所間の転籍に係る取扱い並びにA社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書(昭和50年11月25日の社会保険事務所(当時)の受付印)により、同社が申立人の被保険者資格取得日を同年10月1日として社会保険事務所に届け出ていることが確認できる上、当該取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年4月まで

申立期間当時、A社からもらっていた給与額は、15万円程度であったと記憶しており、記録されている標準報酬月額と相違しているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、病気のため回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人の標準報酬月額は、A社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚及び同じ職場に派遣されていたと申立人が名前を挙げている同僚の標準報酬月額と比較しても、その額及び推移に関して特に相違は無い上、当該複数の同僚は、「申立期間当時、自分がもらっていた給与は、記録されている標準報酬月額ぐらいだったと思う。」と証言している。

さらに、同じ職場に派遣されていたとして申立人が名前を挙げている同僚の雇用保険被保険者離職票に記録されている賃金額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月30日から同年9月2日まで

私は、昭和59年10月頃にA社に入社し、60年9月に退職するまで継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、書類も残っていないため、申立人に係る勤務実態等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が一緒に入社し一緒に働いていたとして名前を挙げている同僚は、申立人と同様に、昭和60年3月30日にA社における被保険者資格を喪失し、同年9月2日に同資格を再取得している上、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、当該同僚は、「私と申立人は一緒にA社を一度退職し、別の個人経営の店で勤務していた時期があり、申立期間はちょうどその頃だと思う。」と証言している。

加えて、申立期間においてA社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年9月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額に比べて下がっているが、これほど大幅に減額された記憶は無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の給与規定によれば、満56歳に到達した従業員については、基本給を最大2割減給する旨規定されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の*か月余り前に満56歳に達しているところ、A社は、「当時の資料を保管していないため、申立人に係る事務処理の詳細は不明であるが、当社の給与規定に基づき、56歳到達時に従業員に対し一度退職金を支払い、その後、継続雇用するに伴い本人とは話し合いの上、給与を減額していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社に在籍した申立人と同年代の同僚12人の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に、56歳到達時から減額されていることが確認できる上、申立人が名前を挙げている同僚のうち、1人は、「申立期間当時、56歳以降の給与は、会社と話し合いの上、減額されていた。」と証言している。

加えて、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚の給与明細書によると、申立期間当時の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和36年1月末まで勤務し、間を空けることなく、B社に転職した。

しかし、私のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和36年7月1日となっており、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿によると、B社は昭和37年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本により、同社は、36年12月*日にC社と合併し、解散していることが確認できることから、同社は、合併前に退職した従業員に係る資料を保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時のB社の事業主及び事務担当者は、いずれも連絡先が明らかでない。

さらに、B社において申立人と同時期に勤務し、連絡先が判明した同僚10人に照会を行い、このうち8人から回答を得たが、申立人を記憶していた同僚は1人で、当該同僚も、申立人の入社時期については覚えていないと回答している。

加えて、申立期間におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7034（事案4351の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年12月まで

私がA社に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、年金記録確認の申立てを行ったところ、平成22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、審議結果に納得ができない。今回、当時のA社の慰安旅行の写真を提出するので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が、「申立期間当時の資料は全て処分しており、何も分からない。」と回答していること、ii) 申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会しても、申立人を覚えている者が見当たらないこと、iii) 申立人の同社における雇用保険の記録が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社に勤務していたことは事実であり、申立期間当時、会社の慰安旅行に行ったので、新たな資料として、そのときの写真を提出する。また、当時、健康保険証を使用した覚えがある。」と主張し、申立期間について再度申立てを行っている。

今回、申立人から提出された複数枚の写真について、i) A社の社旗とともに撮影された集合写真であること、ii) 現像年月から判断して昭和47年、48年及び49年の慰安旅行の際に撮影された写真と考えられること、iii) 同社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、当該写真に写っている観光地へ社員旅行に行った旨を証言していることから、正確な勤務期間は特

定できないものの、当該写真が撮影された当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時に被保険者記録がある複数の同僚が事務担当者であったと記憶する者は、今回の調査において、既に他界していることが判明した上、申立人を覚えていると証言する同僚からも、申立人の勤務期間及び当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

また、申立人が名字を記憶する同僚5人のうち、1人については、今回の調査において、連絡先が判明したものの、申立てに係る照会に対し回答が得られない上、当該同僚5人のうち、2人については、A社における被保険者記録が確認できないことから、当時の同社では、必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではないことがうかがえる。

なお、申立人が「当時、健康保険証を使用した覚えがある。」とする主張については、前回の調査において、B市のC病院から、当時の診療記録などの保管は無いとの回答が得られており、当該主張の信憑性^{びょう}について確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月11日から57年6月1日まで
② 平成18年7月から20年4月1日まで

申立期間①について、A社は、成人して初めて正社員として就職した会社であり、会社が倒産するまで継続勤務していた。また、申立期間②について、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、B社に勤務していた。

それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及びA社の事業主の妻（申立人の母）の証言により、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和58年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界し、事業主の妻も「当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、手続についても分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「申立期間①において、同職種の同僚（男性）が常時5、6人いた。」と証言しているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者記録がある男性同僚は2人しか確認できず、申立人が名前を挙げた同職種の同僚2人は、同社での被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、全ての従業員について厚生

年金保険の被保険者資格を取得させていたとは考え難い。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、B社は、「申立人とは雇用関係が無く、厚生年金保険をはじめ、社会保険の加入手続は行っていない。」と回答している。

また、申立期間②においてB社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚に照会したところ、回答が得られた2人の同僚からは、申立人の同社での勤務実態等について証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月28日から34年1月1日まで

私は、A社に入社してから昭和42年7月31日に退職するまで、継続して同社に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が欠けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和60年12月*日に解散しており、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間を含む前後の期間において継続してA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録のある同僚5人はいずれも死亡又は連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間における勤務実態等について証言を得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年2月28日に同社の被保険者資格を喪失した旨記録されているところ、同被保険者名簿の備考欄には、申立人の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「33年4月1日 証返」の押印が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7037（事案1705の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から34年4月25日まで
② 昭和35年12月31日から36年5月まで
③ 昭和36年9月25日から38年7月まで

申立期間①については、A社に昭和33年10月に入社した。申立期間②については、35年12月31日にB社の被保険者資格を喪失したこととなっているが、36年5月まで勤務した。申立期間③については、同年9月25日にC社の被保険者資格を喪失したこととなっているが、38年7月まで勤務した。申立期間①、②、③及びその他1つの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨を申し立てたところ、平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、申立期間①について、新たに同僚の名前を思い出した。

また、申立期間②について、新たに提出できる資料は無いが、当該期間も継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料を控除されていたはずである。

さらに、申立期間③について、新たに配車係及び同僚の名前を思い出したので、当該期間について、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A社が加入していた健康保険組合の健康保険被保険者名簿により、申立人の健康保険被保険者資格の取得日が、厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和34年4月25日）と一致していることが確認できること、ii) 同社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、また、申立期間②については、i) オンライン記録により、B社

は、36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において適用事業所であったことが確認できないこと、ii)当時の事業主や事務担当者とは連絡が取れず、聴取できた同僚からも、申立人の当該期間に係る勤務実態等について証言が得られないことなどから、さらに、申立期間③については、i)C社が保管している健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の健康保険被保険者資格喪失日が同年9月25日であることが確認できること、ii)同社に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について資料及び回答が得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間①については、同僚の名前を思い出したので、また、申立期間③についても、同僚2人の名前を思い出したので、調べてほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の入社時期を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、上記の同僚及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から新たに連絡先が判明した同僚に照会したところ、いずれも「自分のA社における厚生年金保険の加入時期は入社してから、3か月後又は6か月後からだった。」と証言していることから、同社は、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚2人のうち、連絡先が判明した1人は、「申立人を知らない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認できない。

申立期間②について、申立人は、「新たな資料は無いが、申立期間②にB社に継続して勤務していたことは間違いない。」と主張しているが、今回の調査において新たに連絡先が判明した当該期間当時、B社の社会保険事務手続を補助していた同僚は、「申立人を知らない。B社は、退社時期に合わせて厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行っており、喪失後に保険料を控除することは無い。」と証言している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7038（事案2222、4223及び4948の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月17日から40年7月1日まで

私は、昭和38年1月17日から43年1月26日までA社に勤務していたが、申立期間に係る被保険者記録が無いので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年1月27日付け、同年9月1日付け及び同年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間について、再度申し立てるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、複数の同僚の証言により、入社時期は明らかでないが、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことは認められるものの、i) 複数の同僚が「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは入社から1年半以上たってからである。」と証言していること、ii) 同社は、昭和54年2月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「新たな資料は無いが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得ができない。」と主張したものの、i) 当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、ii) 当初の申立てに係る調査の際、連絡が取

れなかった当時の事業主は既に亡くなっていることが判明したこと、iii) 当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人から、同僚が手書きで作成した在籍証明書が提出されたものの、i) 当該在籍証明書を作成した同僚は、「申立人は、間違いなくA社に在籍していたが、厚生年金保険料の取扱いについては何も分からない。」と証言していること、ii) 申立人がA社における事情をよく知る人物として名前を挙げた同僚は、既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人の同社における雇用保険の資格取得日（昭和40年7月1日）は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「過去3回の決定に納得がいかないので、再度名前を挙げた同僚から話を聴いてほしい。」と主張し、申立期間について4回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚22人のうち、7人は、既に他界しており、4人は、申立人の記憶する氏名だけでは人物の特定ができないところ、所在が判明した9人に照会したものの、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、資料及び証言が得られない。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚22人のうち、4人の同僚が申立人と同様B社からA社に転職しており、このうち、前回の調査において聴取できなかった2人について、今回の調査において、1人が既に亡くなっていることが判明し、もう1人は、新たに聴取できたものの、「申立人と一緒に勤務したが、いつ頃勤務していたか思い出せない。当時の給与明細書などの資料は無い。」と証言しており、申立人の入社時期等について確認できない。

さらに、前述の前回の調査において聴取できなかった同僚2人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できないことから、当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7039（事案1784の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年5月21日まで
② 昭和49年6月21日から50年2月まで
③ 平成5年9月30日から12年9月19日まで

申立期間①及び②について、その間の期間である昭和49年5月21日から同年6月21日までA事業所において厚生年金保険の被保険者記録があるが、その前後の期間も同事業所で勤務していた。前回は、B社において同年8月から同年12月まで勤務していたとして申し立てたが、実際は、A事業所において48年8月から50年2月まで勤務していたので、申立事業所と申立期間を変更して、再度申立てをする。また、申立期間③について、C社に事業主（代表取締役）として勤務していたが、平成5年に全喪届を出した記憶は無い。前回の申立てに対する委員会の判断には納得できないので、再度申立てをする。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、当初の申立てでは、「申立てに係る事業所をB社、申立期間が昭和49年8月26日から同年12月13日まで」とされていたところ、i) B社は、既に解散し清算終了している上、清算人であった申立人の兄は死亡しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) オンライン記録によると、申立人は、昭和48年11月10日から50年3月31日まで国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料の全額免除を申請していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前は、B社において昭和49年8月から同年12月まで勤務していたとして申し立てたが、実際は、A事業所において48年8月から50年2月まで勤務していた。」と主張して、申立てに係る事業所及び申立期間を一部変更した上、再度申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人がA事業所において一緒に勤務していたと記憶する同僚は、申立期間①及び②において同事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、申立人と一緒に勤務したことを記憶している同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間は覚えていない。私は、A事業所において昭和45年頃から勤務しているが、厚生年金保険の記録は49年5月からとなっている。」と証言している。

さらに、A事業所は、「申立期間当時の資料は保管されていないため、当時の厚生年金保険の取扱い等については不明である。」と回答している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③に係る申立てについては、i) C社の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届によると、平成5年12月15日付けで、同年9月30日に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出がなされたことが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人は、当該期間において国民年金に加入していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、21年10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。C社に事業主（代表取締役）として勤務していたが、平成5年に全喪届を提出した記憶は無い。」と主張して再度申し立てている。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、上記の適用事業所全喪届の事業主氏名欄には、C社の代表取締役として申立人の記名及び押印が確認できる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間③について、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び

保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることができたとしても、申立人は、当該期間当時、C社の事業主として特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛知厚生年金 事案7040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から14年9月まで
申立期間に給料が下がった覚えは無い。住民税の資料を持っているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成11年度から15年度までの市民税・県民税賦課明細書によると、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7041（事案1853の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成4年6月まで

前回の第三者委員会の決定に納得がいかない。A社に勤めていた時の標準報酬月額が実際の給料よりも低い。前回の決定で訂正が認められなかった期間だけではなく、訂正が認められた期間についても、実際の給料よりも標準報酬月額が低い。今回、私が新たに作成した「給料支払明細書・社会保険事務所届出月額・過少申告月額等一覧表（前回の申立てにおいて提出した一覧表を訂正したもの）」を提出するので、再度審議した上、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち、昭和63年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間について、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額により、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要であると認められた一方、i) 同年5月については、当該給与明細書において確認できる申立人の報酬額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないこと、ii) 同年1月及び同年11月から平成元年1月までの期間については、当該給与明細書等において保険料控除の事実が確認できないこと、iii) 昭和63年2月、同年10月及び平成元年2月から4年6月までの期間については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることなどから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「第三者委員会の決定に納得がいかない。前回の決定で訂正が認められなかった期間だけではなく、訂正が認められた期間についても、実際の給料よりも標準報酬月額が低い。今回新たに私が作成した『給料支払明細書・社会保険事務所届出月額・過少申告月額等一覧表』を提出するので、再度審議してほしい。」と主張して再度申し立てており、前回の申立てにおいて標準報酬月額に係る記録が26万円に訂正された期間（昭和63年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間）については、上記の給与明細書において確認できる申立人の給料額に見合う標準報酬月額は、32万円から36万円であることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされていることから、前回の申立てにおいて記録が訂正された期間については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から判断して、26万円とすることが妥当である。

また、今回、申立人から提出された「給料支払明細書・社会保険事務所届出月額・過少申告月額等一覧表」は、上記の給与明細書において確認できる申立期間の厚生年金保険料等を転記して一覧表にしたもので、当該一覧表に記載された給料額及び保険料控除額は、当該給与明細書と同額であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

なお、当該一覧表に記載された申立期間の給料額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（前回の申立てにおいて記録が訂正された期間については、その訂正された後の標準報酬月額）を超えないことが確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年6月1日まで

A社B支店には、昭和39年3月末から勤務していたが、厚生年金保険の記録は同年6月からとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が申立期間においてA社に勤務していたか不明。当社保管の資料によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和39年6月1日となっている。当時は、営業成績によって厚生年金保険の被保険者資格を取得させる時期が異なっており、入社から数か月後に資格取得させた従業員もいれば、半年又は1年ぐらいいしてから資格取得させた従業員もいた。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立期間当時、同社から社会保険事務所（当時）に対し、申立人の資格取得日は昭和39年6月1日として届出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、ほかに申立人のことを記憶している同僚もいないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月から37年8月1日まで

昭和29年10月頃から40年7月までA社において勤務し、同社が経営するB店で料理の手伝いをしたり、同社の伝票整理の仕事などをして働いた。同社に勤務していた全期間において厚生年金保険に加入していたと思っていたが、申立期間の記録が無い。当時の事業主とその後継者である元事業主の息子は既に亡くなっているが、その息子の妻が、私の申立てを認めると証言してくれた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和31年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「当時の事業主及びその後継者は死亡しており、申立期間に申立人が勤務し、厚生年金保険料を控除していたかどうかを確認できる資料は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、A社での同僚の名前を正確に記憶していない上、申立期間に同社に勤務していた複数の者に聴取しても、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

なお、申立人は、元事業主（当時の事業主の子）の妻から、申立てを認めるとの証言を得た旨主張しているものの、同人は、「申立てを認めると言った覚えは無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7044（事案1681の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで

標準報酬月額が1か月だけ下がっているので申し立てたが、前回の申立てについては、平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。前回の決定に納得できないので、新たな資料は無いが、再度審議の上、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料が無いと回答していること、ii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、遡って申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は無いこと、iii) 申立人と同様に昭和46年10月に標準報酬月額が減額改定されている同僚とは連絡が取れないため、申立期間当時の同僚における厚生年金保険の取扱いについて確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定に納得できない。新たな資料は無いが、再度審議の上、記録を訂正してほしい。」と主張して再度申し立てているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、オンライン記録によると、申立人及び上記の同僚のほかに、申立期間の前後において標準報酬月額が引き下げられている同僚が複数確認できることから、当該同僚はいずれも死亡しているか連絡先が明らかでないことから、

申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月15日から34年4月1日まで
② 昭和34年6月30日から35年4月3日まで
③ 昭和39年8月4日から40年3月21日まで
④ 昭和40年7月12日から43年3月1日まで

申立期間①及び②について、私は、前職を退職した翌日の昭和33年8月15日にA事業所に転職し、35年4月2日まで同事業所に勤務した。しかし、私の同事業所での被保険者記録は、34年4月1日から同年6月30日までしか無く、納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③及び④について、私は、B社に勤務した期間については脱退手当金を受給したが、C社に勤務した当該期間については請求したことも、受け取った覚えも無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A事業所の同僚及び事業主の娘が「申立人は、昭和34年の3月にはA事業所に勤務していたと思う。」と証言していること、及び当該同僚が「申立人は、昭和35年の春まではA事業所に勤務していたと思う。」と証言していることから、入社日及び退職日は特定できないものの、申立人が当該期間のうち、一部の期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、既に解散しており、申立期間当時の事業主も、既に死亡している上、上述の事業主の娘は、「資料が残っていないため、当時の厚生年金保険の取扱いについて分からない。」と証言していることから、申立人の同事業所における入退職の時期及び申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①について、上述の同僚は、「私は、申立人に誘われて前職から間を空けずにA事業所に転職した。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は、前職で昭和35年4月2日に被保険者資格を喪失し、A事業所で同年5月1日に同資格を取得していることから、申立期間当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③及び④について、申立人は、当該期間の脱退手当金を受給していないと主張する一方、当該期間後のB社における被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるとしているところ、オンライン記録によると、申立期間③及び④並びに同社における被保険者期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に、不自然さはいかたがえなく、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

ねんきん定期便によると、平成8年4月の標準報酬月額の記録は、56万円となっているが、給与が下がった記憶は無い。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年4月1日の随時改定により59万円から56万円に減額されていることが確認できる。

しかし、A社の元代表取締役は、「A社は既に倒産しており、当時の資料等の保管は無いので、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の取扱いについては不明である。」と回答している。

また、当時の同僚に照会しても、当時の給与明細書等を保管している者がいないことから、申立期間当時のA社における保険料控除の状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、当時の同僚（皆申立人と同じ取締役）の標準報酬月額も、申立人と同様に減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和58年2月1日から62年3月1日まで
③ 平成14年4月27日から同年5月1日まで

申立期間①について、A社に昭和52年6月1日から56年10月31日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年10月31日となっており、納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、B社の標準報酬月額は20万円となっているが、私の記憶する給与額は30万円である。調査して、当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間③について、平成14年4月30日にC社を退職したはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月27日となっており、納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に解散している上、当時の事業主は、既に他界しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和56年10月30日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、D厚生年金基金の記録によると、申立人のA社における資格喪失

日は、昭和56年10月31日とされており、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、B社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額については分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、連絡が取れた申立期間②当時の複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていたものの、当時の給与明細書等は持っておらず、当時の厚生年金保険料の控除額についても記憶が無い旨回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、C社は、「申立人は、当社に昭和63年3月2日から平成14年4月26日まで勤務していた。」と回答している。

また、C社から提出された申立人に係る「資格取得及び資格喪失台帳」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、同社から社会保険事務所（当時）に申立人の被保険者資格喪失日は平成14年4月27日として届け出られていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のC社における離職日は、平成14年4月26日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から同年10月5日まで

私は、A社B支店に勤務する知人の紹介で同社に入社し、昭和17年6月1日から18年10月4日まで勤務した記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「健康保険厚生年金保険資格取得喪失台帳を除くと、申立期間当時の人事関係資料は残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しているところ、同社から提出された同台帳における申立人と同姓同名の者の資格取得日（昭和17年10月5日）は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚を記憶しているものの、姓のみの記憶であることから、同人を特定することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社B支店での被保険者記録が確認できる同僚で、所在の判明した複数の者に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言が得られない。

加えて、申立人は、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについて、記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月26日から35年1月26日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7050（事案695、1662及び4351の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月12日から41年7月21日まで

申立期間について、オンライン記録では脱退手当金支給済みとなっているが、実際は、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして過去3回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月10日付け、21年9月9日付け及び22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無く、今までの審議結果に納得できないので、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再度の申立てについては、申立人は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々度の申立てについては、申立人は、新たな資料として、戸籍謄本及び戸籍の附票を提出し、その戸籍の附票において、昭和42年6月10日に住所が職権削除されていることから脱退手当金を受給していないと主張した。

しかし、i) 申立人から提出された資料については、既に、当委員会において取得済みの上、審議の参考とした資料であり、戸籍の附票についての当該事情を考慮した審議は行われていることから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを裏付ける新たな資料には当たらないこと、ii) 申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していたA社B支店において資格喪失した者18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされ、申立人についても資格喪失日から支給決定までが約1か月であり、脱退手当金の支給をうかがわせる周辺事情が存在することから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「脱退手当金を受給した記憶が無く、今までの審議結果に納得できない。」と主張して、再々々度、申し立てているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回、脱退手当金支給整理簿において、申立人の氏名、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記号番号及び脱退手当金支給額などの記載が確認でき、当該整理簿における申立人の支給記録にも不自然な状況は見当たらなかった。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月24日から36年7月1日まで
② 昭和36年7月1日から44年12月31日まで

脱退手当金が支給済みになっていることを2年ぐらい前に知って、おかしいと思っていた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立てすることにした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和45年1月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月26日から38年5月1日まで
② 昭和38年7月1日から41年9月1日まで

私の年金記録では、脱退手当金を受け取った期間があることになっているが、脱退するための書類に署名及び押印したことも、社会保険事務所（当時）に出向いた記憶も無いので、調査の上、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、申立人の記名、押印及び当時の住所が記載されているところ、当該脱退手当金裁定請求書の裏面には、申立期間の脱退手当金を受領したとして、申立人の記名、押印及び当時の住所が記載されている。

また、当該脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺によると、同裁定請求書は昭和41年10月27日に申立人の当時の住所を管轄する社会保険事務所において受け付けられ、約2か月後の同年12月22日に脱退手当金を支払ったことを示す印が確認できる上、脱退手当金裁定伺に記載されている支給額は、オンライン記録と一致しており、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から40年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、脱退手当金を受給しているとのことであった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給決定報告書が現存しており、記載されている支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。